

高齢者虐待防止のための指針

一般財団法人ひふみ会まちだ丘の上病院
訪問看護リハビリテーション ヨリドコ

1、高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本方針を策定し、すべての職員は本方針に従い、業務にあたることとする。

2、虐待の定義

身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはその恐れのある行為を加えること。または正当な理由なく身体を拘束すること。

介護、世話放棄、放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体、精神状態を悪化させること。

心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

利用者の合意なしに財産や、金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3、虐待防止のための具体的措置

1) 虐待防止検討委員会の設置

- ①当事業所では虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下委員会という）を設置する。なお、委員会の責任者は和田医師とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下担当者という）となる。委員会には和田医師及び在籍する職員が参加する。

- ②委員会の開催にあたっては関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

- ③委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する

④委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が定める

- ア 職員が虐待に関して相談、報告できる体制を整備するため、高齢者虐待防止のための指針、マニュアル等を策定する。
- イ 職員の人権を高めるための研修計画に関すること
- ウ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- エ 虐待が発生した場合に、その原因と対策に関すること
- オ 虐待の原因分析と再発防止に関すること

2) 苦情処理の徹底

事業所内における虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、それを速やかに解決できるよう苦情を受け付けた者は管理者に報告する

3) 虐待防止のための職員研修の実施

職員に関する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容の適切な知識を普及、啓発するものであるとともに、本方針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

- ①年一回以上の研修の実施
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育、研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。事実確認の結果虐待者が職員であった場合は厳正に対処する。
- ②緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を最優先する。

5) 虐待が発生した場合の相談、報告体制

- ①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応するものとする。
- ②利用者の家庭内における高齢者虐待が発生した場合は関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

6) 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携の上、成年後見人制度の利用を支援する

7) 利用者等に関する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本方針をいつでも閲覧できるように、事務室などに備え付ける。また、事務所ホームページにも公開する。

4その他虐待防止推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する